

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）C支店（以下「C支店」という。）に派遣労働者として雇用され、D所在の医療法人E（以下「派遣先施設」という。）に派遣されて、介護業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、派遣先施設内で介護作業中、入居者から編み棒で左眼を突かれ（以下「本件事故」という。）、同日、Fクリニックに受診したところ、「両眼球打撲、両外傷性緑内障、左ぶどう膜炎、左角膜ビラン」と診断された。その後も同クリニックにて療養したが、同年○月○日には「左外傷性視神経症」、平成○年○月○日には「左心因性視力障害」と診断された。

請求人によると、被災者は、本件事故による視力低下が起きたことにより、今後の仕事の継続が不可能となったことやその後の生活に不安を感じたりすることで、心身の負担が増大し、ストレスを感じていたという。

被災者は、平成○年○月○日、Gクリニックに受診し、「うつ病」と診断され、その後も複数の医療機関において療養を継続した。

被災者は、これらの傷病は本件事故が原因であるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたが、監督署長が当該請求に係る処分をする前の平成○年○月○日、被災者が自殺したため、請求人が未支給の休業補償給付を請求したところ、

監督署長は両眼球打撲や左外傷性視神経症などの傷病は業務上の事由によるものであると認め、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの休業補償給付については、これを支給する旨の処分をした。しかし、同月○日以降に係る請求については、心因性視力障害及びうつ病の治療のための休業であり、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件不支給処分」という。）をした。

請求人は、本件不支給処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、地方労災医員協議会精神障害等専門部会は、平成○年○月○日付け意見書において、主治医意見、発病の状況等から、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成○年○月頃に「F32 うつ病エピソード」を、平成○年○月頃に「F44.6 解離性知覚麻痺」をそれぞれ発病したものと判断している。

しかしながら、被災者の解離性知覚麻痺については、H医師が、平成○年○月○日付け意見書及び同年○月○日付け診断書において、本件事故直後から視力障害が出現しており、平成○年○月○日発病と考えられた旨の意見を述べて

いることから、当審査会としては、「F 3 2 うつ病エピソード」及び「F 4 4. 6 解離性知覚麻痺」（両疾病を併せて、以下「本件疾病」という。）は、平成〇年〇月頃及び同年〇月下旬頃にそれぞれ発病したものとするのが妥当であると判断する。

（２）ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

（３）被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

（４）請求人は、被災者が本件疾病を発病したのは、本件事故が原因であると述べ、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人と同旨の主張に加え、業務に関する出来事として、派遣先施設の理事長（以下「理事長」という。）からと思われる電話が続いたことを主張している。

ア 本件事故について、被災者は、「本件事故の加害者（以下『加害者』という。）は、杖を振り回したりする暴力的な人であり、介護士の言うことを聞かない頑固な人などという引継ぎを受けており、少々注意を要する入居者だということ意識していた。」「加害者に対しては、同人自身は当然のこと、介護士自身もケガを負わないよう細心の注意を払っていた。」「加害者が粗暴な性格を有しており、場合によっては介護士に暴力を振るってくるということは聞いていたし、過去に同人の対応をしたことがあったので、人を寄せ付けたくないような同人の態度にも驚くことはなかった。」旨述べている。

その一方で、被災者は、「本件事故による視力低下が起き、仕事の継続が不可能となり、その後の生活に不安を感じるようになり、心への負担が増大した。働くことができないストレスも負担の一つかもしれない。視力が回復しないことを考えると不安となり、ストレスを感じてしまう。」旨述べている。

この点について、I医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び平成〇年〇月〇日付け診断書において、「被災者の左視力は受診日によって変動があるものの、0.01～0.05の範囲であり、回復の見込みは少ないが、あると

考えられる。」「器質的な異常はないことから、心因性視力障害と診断できる。」旨述べ、また、J 医師は、平成〇年〇月〇日付け労災協力医活動報告書において、「原因はあくまでも心因性であり、その元が解決されれば症状はなくなる。目に障害があるとはいえない。」旨述べている。

これらの申述からすると、本件事故は、認定基準別表 1 の「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」) ないし「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」) に該当するものと認められるが、被災者の左眼に係る傷病は、長期間の入院を要したり、後遺障害を残すようなものとは認め難く、また、被災者が加害者の性格や日常の言動を承知していたことからみて、本件事故当日の加害者の行動も十分予測できたものと推認され、本件事故によって失明するおそれがある外傷を負う危険はあったものの、自らの死を予感させたり、死の恐怖や苦痛を生じさせるような事故であったとは到底認められないから、本件事故による心理的負荷の総合評価は、それぞれ「中」ととどまるものと判断する。

なお、請求人及び請求代理人（請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、上記意見書及び本件公開審理において、被災者の視力障害の回復可能性を過大評価すべきではない旨主張しているが、I 医師及び J 医師が上記のとおり回復の可能性を認めている以上、被災者の傷病は後遺障害を残すような重篤なものであったとは認め難いから、その主張を採用することはできない。

イ 理事長からと思われる電話が続いたことについて、被災者は、「理事長から労災請求を取り下げるようにとの圧力や過度の接触要請のため、直接的な圧力に変わる不安感を常と感じた。派遣先施設に届け出ていた携帯電話番号を変更せざるを得ない状況となった。」旨述べ、請求人も同旨のほか、「理事長との電話等での接触はなかった。」旨述べている。さらに、請求代理人は、「被災者が電話に出た場合、理事長が被災者を恫喝する可能性は高いといえるから、被災者は自身への直接的な圧力を感じていた。」旨述べている。

一方、K リーダーは、「平成〇年〇月に理事長から被災者の連絡先を教えてくださいという電話があった。その後も執拗に連絡があったので、本社で対応することとなった。」旨述べ、L 係長は、「平成〇年〇月頃、理事長から本社に連絡がくるようになった。被災者本人と話をしたいので、連絡先を教えてください

れという内容だった。理事長からの電話は毎日のようにかかってくる。内容は同じ事の繰り返しであった。」「連絡先はお答えできないと対応した。」「被災者はこの理事長の件をととても気にしていたようである。」旨述べている。

これらの申述からすると、当該出来事が、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、被災者と理事長とが直接接触した事実は確認できず、被災者が理事長から直接的な圧力を受けていたものとも認められないから、仮に被災者が理事長の言動を気にしていたとしても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

なお、請求人らは、上記意見書及び本件公開審理において、派遣先施設の対応には誠意がみられず、被災者を軽視していたことから、その心理的負荷は「中」である旨主張しているが、たとえ派遣先施設の対応に問題があったとしても、被災者が理事長や派遣先施設関係者との間で周囲から認識されるような対立が生じたわけではなく、被災者が強い心理的負荷を受けたものとは認め難いから、その主張を採用することはできない。

ウ 被災者の労働時間については、監督署長が認定した本件疾病発病前6か月間における1か月当たりの時間外労働時間をみると、最大でも16時間であることから、被災者が恒常的な長時間労働に従事していたものとは認められない。

エ 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ及び「弱」となる出来事が1つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした本件不支給処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。